

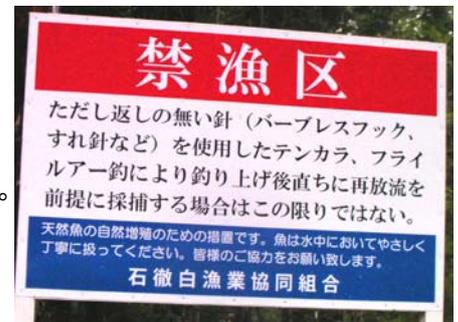
# 2012石徹白フィッシャーズホリデー 溪流エコロジスト会議資料

## A 峠川キャッチ&リリース区間遊漁規則化のお知らせ

石徹白漁協管轄内の峠川に設置されているキャッチ&リリース区間は、2011年3月1日より正式な遊漁規則および行使規則として義務づけられました。漁業法上は釣れた魚をすべて再放流する釣りだけが特別に許可された禁漁区です。目的は生態系保全と増殖であり、これに違反すると漁業法の侵害により処罰されます。

峠川キャッチ&リリース区間では下記の特別ルールを厳守してください。

- 1 エサ釣りは魚の死亡率が高いことから禁止です。  
したがって毛ばり釣り(フライ、テンカラ)ルアー釣りのみが可能です。
- 2 使用するハリはカエシのない1本バりに限ります。  
3本イカリや2本イカリのハリ(特にルアー)は厳禁です。
- 3 当キャッチ&リリース区間内は混み合うので釣り上がりのみの一方通行です。
- 4 ビク類(鮎用の生かし缶も含む)の携行は認められません。
- 5 堤防道路や橋の上からの釣りは禁止です。
- 6 遊漁料、その他のレギュレーションは他の流域と同一です。
- 7 リリース時の留意点
  - a 魚に触れる前には手とネット(タモ)を水で必ず濡らします。
  - b 魚は出来る限り水から抜かず、水の中でハリを外しすみやかにリリースしてください。
  - c 陸に引きずり上げるのは厳禁です。(ハリのついた魚をぶら下げて写真撮影はしない)
  - d ネット(タモ)の使用は推奨しています。(リリース用の網が好ましい)



区間内では上記のルールにしたがい譲り合いの精神でマナーの良い行動をしてください。

2011年3月1日より上記の規則がようやく明文化できました。はじめは1998年に釣り人側から提案した、放流に頼らず自然再生産だけで普通に渓魚たちが生息できる川をという思いが漁業組合を動かし、2000年8月に試験運営がスタートしました。その後も越えるべきハードルを乗り越えながらも着実に自然再生産が繰り返される本当の意味の増殖を実証しました。それから十数年が過ぎ今では「釣った魚を放してやっても死んでしまうから無理だ」などという人はなくなり地域住民の意識も大きく変わりました。

## B キャッチ&リリース管理の問題点と今後の展望

### 峠川キャッチ&リリース区間内の問題報告

- 1 流域の養魚場？からの養殖成魚の流出
- 2、いまだに横行するエサ釣りによる密漁
- 3、釣り下りする釣り人の問題
- 4、意外と多い無券の釣り人
- 5、釣り場の慢性的な大混雑
- 6、産卵適地の不足



### 今後の展望

峠川キャッチ&リリース区間がスタートした頃、時を同じく全国あちこちでキャッチ&リリースを導入した漁協が有りましたが、峠川のように自然再生産の復活を最優先とした運営を目指したところは少なく、いずれも主に成魚放流の河川残留を長引かせる効果でとりあえずよしとするところが多かったようです。その為に、キャッチ&リリースという濃密放流された釣堀的釣り場のような間違った認識をうえつけてしまったことも否めません。

ここ石徹白はキャッチ&リリースの本当の増殖効果を実証している日本では数少ない先進地です。また漁業組合と釣り人側とのコミュニケーションと協力体制が構築されていることにおいても先進的な地域です。河川環境は漁協や行政がそのうち何とかしてくれると思って待っていても変わりません。釣り人のほうから文句ではなく意見や提案をどんどん言っていくと変えられることも証明できたのかもしれない。

最後に要望として、現在のキャッチ&リリース区間の大変な混雑を何とか緩和していただきたいことを言っておきます。キャッチ&リリースによる増殖効果をはっきりと実証された今、本流でも効果的な場所を厳選すればさらに大きな増殖効果が期待できるはずですし、来訪する釣り人数も大幅に増加することは間違いありません。多くの石徹白川ファンが一刻も早いキャッチ&リリースエリアの拡大を期待しております。

